

法曹人口の拡大等：双方の主張

当会議の主張（中間とりまとめ時）	法務省の主張（中間とりまとめ案文に対する修正意見）
<p>司法試験合格者数の拡大について、現在の目標（平成 22 年ころまでに 3,000 人程度）を可能な限り前倒しするとともに、最終的な目標を更に大幅に拡大（例えば 9,000 人程度）すべきである。【平成 18 年度検討、結論】</p>	<p>司法制度改革審議会意見書及び司法制度改革推進計画には、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら」年間合格者 3,000 人に向けた法曹人口の大幅な増加を図ることとされており、記載中の「可能な限り前倒し」とは、この趣旨を前提としなければならない。また、第三者評価機関による認証評価や新司法試験が未実施の現時点においては、まずは、法科大学院の教育成果を見極めつつ、社会の要請なども勘案しながら、将来における法曹人口の在り方が検討されるべきであるから、「最終的な目標を更に大幅に拡大（例えば 9,000 人程度）すべきである。」を「その後のあるべき法曹人口について、社会的要請等を十分に勘案して更なる研究・検討を行う。」と修正し、「【平成 18 年度検討、結論】」を「【平成 18 年度検討】」と修正願いたい。</p>
<p>上記の目標を達成するために、法科大学院卒業者については、当初構想されていたように、その 7～8 割の者が新司法試験に合格するように試験制度の設計を行うべきである。【平成 18 年度検討、結論】</p>	<p>司法制度改革審議会意見書（66～67 頁）においては、法曹人口の大幅な増加に関する項目とは別に、法科大学院の教育内容及び教育方法に関する項目において、「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである。」と記述されており、ここで例示されている比率は、必ずしも司法試験の合格者数と直結するものではないので、正確を期すため、本文の記載全文を前記カギ括弧内の記載に修正願いたい。</p>
<p>法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、法科大学院卒業者で新司法試験に合格した者の最下位レベルと同等以上の点数を獲得した法科大学院卒業以外の受験者については、これを合格とする。また、予備試験合格者の本試験合格率が法科大学院卒業者の本試験合格率よりも低くなるよう、予備試験合格者数については毎年不断の見直しを行うなどの試験方法を採用する。以上により、現行司法試験（平成 23 年以降は予備試験）受験者が、法科大学院卒業者と比べて不利益に扱われないようにすべきである。【平成 18 年度検討、結論】</p>	<p>司法制度改革推進本部の法曹養成検討会においては、現行司法試験に関し、現在の受験者に不当な不利益を与えない観点から実施されるもので、平成 18 年度以降の合格者数については、年間数百名程度として毎年漸減させても不当な不利益ではない旨取りまとめられている上、司法制度改革審議会意見書（73 頁）においては、予備試験の在り方に関し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」などと記述されており、更に今後予備試験の具体的な試験内容などが検討されるのであるから、本文の記載全文を、「現行司法試験（平成 23 年以降は予備試験）受験者が、法科大学院卒業生と比べて不当な不利益を受けないようにすべきである。」と修正し、「【平成 18 年度検討、結論】」を「【平成 18 年度検討】」と修正願いたい。</p>